



## Newsletter

2024年11月号

### テーマ

#### 税法執行基準の改正

- [国税庁、2024 税法執行基準の改正](#)

#### 例規・判例

##### ○ 租税審判院

- [国内未登録特許権の使用料が国内源泉所得に該当するか否か](#)

##### ○ 国税庁

- [製造業を営為する法人が電気代節減のために設置した太陽光発電設備を製造設備の稼働に使用する場合、統合投資税額控除の対象に該当するか否か](#)
- [国内法人のゲーム配信会社が国内事業場のない外国法人のゲーム開発会社にゲームの発売前に支給する「Minimum Guarantee」の所得区分](#)

2024. 11. 26

Deloitte Anjin LLC  
Japanese Services Group (JSG)

## 税法執行基準の改正

### 国税庁、2024 税法執行基準の改正

国税庁は納税者と従事職員が税法の規定をより明確に理解し、実務において適用しやすくするため、2009 年から税目別の執行基準を発刊して制定・改正し続けてきました。2024 年 10 月、国税庁は 14 個の税目に対する執行基準の改正を通じて最新の税法令、最高裁判所の判例、審判例および解釈例をより簡単かつ明確に反映し、条文の順序に従って体系的に構成して利用者の利便性を向上させたと明らかにしました。

主要改正事項は次の通りです。

#### 主要改正事項

- 法人税の執行基準
  - 暗号資産の取得時、取得価額の算定方法に関する条文の新設
  - 寄付金および交際費の名称変更
  - 完全子会社間の無増資合併時、取得価額の特例等に対する最近の改正事項の反映
- 所得税の執行基準
  - 交際費の名称変更の反映および寄付金との区分基準の提示
  - 非課税所得の範囲の変更
  - 配当加算率の変更による金融所得の計算事例の全面修正
- 国際租税の執行基準
  - 「国際租税の調整に関する法律」の全部改正
  - グローバルミニマム課税の新設条文等の改正事項の反映
- 国税基本法の執行基準
  - 財産の実質帰属者等に対する賦課除斥期間特例の新設
  - 所有者の変更時、国税優先原則適用の明確化
  - 過少申告・超過還付申告加算税の適用除外事由の具体化等に対する改正事項の反映
- 相続税および贈与税の執行基準
  - 新設された婚姻・出産贈与財産控除の反映
  - 家業相続控除と営農相続控除の分離規定等、最近の改正事項の反映
- 付加価値税の執行基準
  - 小規模自営業者の税負担軽減等のための簡易課税適用範囲の拡大
  - 不動産賃貸業者が事業を包括譲渡する時、負担した仲介手数料に関する買収税額の控除可能
  - 人的サービスの付加価値税の免税範囲の拡大および免税要件の明確化
  - 買収者発行税金計算書の発行事由の追加および発行申請期限の拡大等、最近の改正法令の反映

## 主要改正事項

- 譲渡所得税の執行基準
  - 世帯の範囲および重課税率の適用猶予
  - 分譲権の住宅数を含む等、最近の改正事項等の反映
  
- 国税徴収法の執行基準
  - 暗号資産の差押および差押時の滞納者通知規定の新設
  - 取得資格のない者に対する差押財産の買取制限
  - 譲渡担保権による物的納税義務関連の人的責任の制限等に関する最近の改正事項の反映
  
- 総合不動産税の執行基準
  - 課税標準の計算時、控除金額の変更および合算排除される付属土地の追加等、最近の改正事項等の反映

## 例規・判例

### 【租税審判院】国内未登録特許権の使用料が国内源泉所得に該当するか否か

（租税審判院 2024 チユン 2639、2024.9.11.、棄却）

#### ■ 争点

国内未登録特許権の使用料が国内源泉所得に該当するか否か

#### ■ 事案

請求法人はアメリカ合衆国（以下、「米国」）にて設立された法人であり、多数の特許権を取得し保有しつつ、これをライセンスしてその対価を受けることを主な事業としているが、2022年7月16日に内国法人であるa株式会社（以下、「a」）との間で請求法人が保有している特許権（Patent、以下、「争点特許権」）の使用のためにライセンス（License）契約を締結した。上記の契約によりaは2022年8月12日に争点特許権の使用料として000米ドル（以下、「争点所得」）を支払いながら、「韓国政府とアメリカ合衆国政府間の所得と資本に対する租税の二重課税ヘッジと脱税防止および国際貿易と投資の増進のための協約」（以下、「韓米租税条約」）の第14条第1項の制限税率（15%）を適用し、2022年9月13日に源泉徴収分を法人税として申告・納付した。請求法人は2023年11月16日、争点所得は国内未登録特許権に対する使用料所得として国内源泉所得に該当しないという理由で処分庁にaが申告・納付した源泉徴収分の法人税を還付してほしいという更正請求を提起したが、処分庁は2024年1月8日にこれを拒否しており、請求法人はこれを不服として2024年3月27日に審判請求を提起した。

#### 決定要旨

請求人は韓米租税条約上、争点所得は国内源泉所得に該当しないと主張しているが、韓米租税条約第6条第3項は「特許等の第14条第4項に規定された財産の使用料は、ある締約国内の同財産の使用又は使用する権利に対して支給される場合にのみ同締約国内に源泉を置いた所得として扱われる」と規定しているため、源泉地の判断基準として「使用地注意」を採択したものと見られるが、その使用地の概念については具体的に規定していないことから、特別な事情がない限り国内法で規定している通りに従うことが妥当と見られる点（租税審判院 2023 ジユン 7271、2023.6.7.等）、外国法人の国内源泉使用料所得について規定している「法人税法」第93条第8号は特許権等を国内で使用する場合、国内登録有無に関わらず使用地を国内と擬制している点等に照らして、処分庁が争点所得を国内源泉所得と見て請求法人の更正請求を拒否したこの件の処分は他に誤りがないと判断される。

## 【国税庁】製造業を営為する法人が電気代節減のために設置した太陽光発電設備を製造設備の稼働に使用する場合、統合投資税額控除の対象に該当するか否か

(基準-2024-法規法人-0002、2024.6.27.)

### ■ 質疑

製造業を営為する法人が電気代節減のために設置した太陽光発電設備が統合投資税額控除の対象に該当するか否か

### ■ 事実関係

2021年10月に製造業を営為するA法人は電気代節減を目的に太陽光発電設備を設置した後、生産された電気を製造設備の稼働に使用した。

### 回答

製造業を営為する法人が電気代節減を目的に太陽光発電設備に投資した後、生産された電気を製造設備の稼働に使用する場合、当該太陽光発電設備は「租税特例制限法」第24条第1項第1号による控除対象資産に該当するものである。

## 【国税庁】国内法人のゲーム配信会社が国内事業場のない外国法人のゲーム開発会社にゲームの発売前に支給する「Minimum Guarantee」の所得区分

（事前-2024-法規国調-0012、2024.9.30.）

### ■ 質疑

国内法人のゲームパブリッシャー（ゲーム配信会社）が国内事業場のない外国法人のゲーム開発会社にゲームの発売前に支給する「Minimum Guarantee」の所得区分

### ■ 事実関係

- 質疑法人とスウェーデン子会社 A 法人はゲームにおける「DEVELOPMENT AND PUBLISHING AGREEMENT」を締結したことから、A 法人はディベロッパー（Developer）としてゲームを開発し、質疑法人はパブリッシャー（Publisher）としてゲームを配布してマーケティングする独占権を取得
- A 法人はゲーム開発に含まれるか、又は開発された全ての知的財産権を所有し、質疑法人に「ゲームの使用、コピー、販売、配布、修正、マーケティング等のゲームに関する全ての資産を使用し活動を行うことのできる独占的かつ取消・譲渡不可能な権利」およびゲームの「目的コードとソースコードを独占的に使用および複製する権利」を付与
- 質疑法人はゲーム開発が完了して発売されるまで A 法人が各マイルストーン（目標）を達成するたびに「Minimum Guarantee」（以下、「MG」）を支給
- ゲーム常用化後に純収益（Net Revenue）が発生する場合、質疑法人は A 法人に Royalty として純収益を配分（Revenue Share）することになるが、質疑法人は既に支給した MG を回収するまで A 法人に配分する Revenue Share から相殺

### 回答

法人税法第 93 条第 8 号イ目の資産や権利および口目の情報等を国内で使用する権利に対する対価およびその対価を国内で支給する場合の当該対価はこれらの使用を許容する実施権の契約により支給する着手金、前払金とこれらを提供するか、又は伝授するにおいて所要する全ての形態の支払金が含まれ（法人税法基本通則 93-132...6）、ソフトウェアの複製権、配布権、改作権等の使用又は使用する権利の対価は法第 93 条第 8 号イ目に規定する使用料に該当する。（法人税法基本通則 93-132...8）

貴税法解釈の事前回答申請の事実関係のように、ゲームパブリッシャーの内国法人と国内に恒久的施設（PE）のないゲーム開発者のスウェーデン法人（以下、「A 法人」）が「ゲーム開発およびパブリッシング契約」によって A 法人はゲームを開発して当該ゲームに含まれるか、又は開発された知的財産権（特許権、著作権、創作物等）を所有し、内国法人はゲームの使用、コピー、販売、配布、修正、マーケティング等のゲームに関する全ての資産を使用し活動を行うことのできる独占的かつ取消・譲渡不可能な権利が付与された場合であり、内国法人がゲーム発売後に A 法人に支給すべき知的財産権の使用料をゲーム純収益の一定率で支給することにした時、内国法人が A 法人にゲーム開発中に開発段階別に支給した「Minimum Guarantee」（以下、「MG」）が当該使用料から相殺される場合、当該 MG は使用料に該当するものである。

## デロイト安進会計法人

### Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノウハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG (Japanese Services Group) の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト ([韓国での日系企業向けサービス](#)) をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭 (Seo, Jung Wook) / TEL 02-6676-1871 / [juseo@deloitte.com](mailto:juseo@deloitte.com)

李志殷 (Lee, Ji Eun) / TEL 02-6138-6680 / [JiEunLee1@deloitte.com](mailto:JiEunLee1@deloitte.com)

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2024. For information, contact Deloitte Anjin LLC